



中部ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 7 年 12 月 10 日

中部ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中部ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

【中部ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	症状詳記等に裂創範囲(度数)等の記載がないK896会陰(膣壁)裂創縫合術(分娩時)の算定については、原則として認められない。	K896 会陰(膣壁)裂創縫合術(分娩時)については、裂創の程度により区分されている。 このことから、K896 会陰(膣壁)裂創縫合術(分娩時)の「1 筋層に及ぶもの」、「2 肛門に及ぶもの」又は「4 直腸裂創を伴うもの」を算定する場合については裂創範囲(度数)の記載が必要であり、「3 膣円蓋に及ぶもの」を算定する場合については部位の記載が必要であると考える。 以上のことから、症状詳記等に裂創範囲(度数)等の記載がない K896会陰(膣壁)裂創縫合術(分娩時)の算定については、原則として認められないと判断した。	適用診療月 令和 8 年 3 月

本件に関する問合せ先

中部審査事務センター

眼科・産婦人科審査室眼科産婦人科審査課

(TEL:052-854-7649) 和崎

(TEL:052-854-7290) 柴田